

介護老人福祉施設 レジデンスふじの郷

3割負担

介護老人福祉施設利用料金表
(令和3年4月1日～)

内訳	項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
介護保険1割負担額	施設サービス費	1,956円	2,160円	2,379円	2,586円	2,787円	
	栄養マネジメント加算	33円	33円	33円	33円	33円	
	看護体制加算Ⅱ	24円	24円	24円	24円	24円	
	個別機能訓練加算	36円	36円	36円	36円	36円	
	夜勤職員配置加算Ⅱ	54円	54円	54円	54円	54円	
	日常生活継続支援加算Ⅱ	138円	138円	138円	138円	138円	
実費額	居住費	トイレなし個室	2,006円	2,006円	2,006円	2,006円	2,006円
		トイレ付き個室	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円
		特別室(トイレ・シャワー付き)	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
	食費	1,392円	1,392円	1,392円	1,392円	1,392円	
日額	(トイレなし個室)	5,639円	5,843円	6,026円	6,230円	6,431円	
日額	(トイレあり個室)	5,833円	6,037円	6,220円	6,424円	6,625円	
日額	(特別室)	6,633円	6,837円	7,020円	7,224円	7,425円	
月額(30日)	トイレなし個室	169,170円	175,290円	181,860円	188,070円	194,100円	
月額(30日)	トイレあり個室	174,990円	181,110円	187,680円	193,890円	199,920円	
月額(30日)	特別室	198,990円	205,110円	211,680円	217,890円	223,920円	

❀ 入居に伴う住所(住民票)の移動

住所を移されることで単身(配偶者を含む)の世帯収入となりますので減額の対象になる場合もあります。

❀ 入院等による「居住費」等の取扱いについて

入院日翌日から6日間は外泊時加算を算定し、7日目以降は居住費のみのご負担となります。

❀ 居室の電気使用料金について

入居者様およびご家族様の要望により、居室内で電気機器をご使用となる場合、別途利用料のご負担となります。

❀ その他の実費について

散髪、クラブ活動、等のご希望がある場合、実費負担となります。

❀ その他の加算等について

別紙参照ください。なお、事業所や本人の状態等の要件を満たしている場合に算定となります。

【算定加算】		1割負担額
初期加算	入居から30日以内の期間および30日以上入院後の再入居時に算定	90円/日
外泊時費用	病院への入院および居宅への外泊をされる場合、初日及び最終日を除き、1月に6日を限度として算定。月末から月初めに連続する場合は12日間を限度として算定	738円/日
退所時等相談援助加算	退所前訪問相談援助加算	1,380円/回
	退所後訪問相談援助加算	同
	退所時相談援助加算	1,200円/回
	退所前連携加算	同
看取り加算	医師が終末期と判断し本人の状態、ご家族の求めに応じ、計画書を作成、同意を得たうえで、実行、評価、改善のサイクルで医師、看護師、介護士が共同して、可能な限り尊厳と安楽を保つ手厚い看取り支援を行う	
	死亡日以前31日～45日	216円/日
	死亡日以前4日～30日	432円/日
	死亡日前日および前々日	2,340円/日
	死亡日	4,740円/日
若年性認知症受入加算	若年性認知症の入居者に対し、個別に担当者を定め、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行う	360円/日
療養食加算	特定の疾病に対し、医師より食事箋を発行し、それに基づき療養食を提供した場合	18円/回 (1日につき3回を限度)
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が認知症の行動や心理症状により在宅での生活が困難であり、緊急に入居することが適当であると判断した場合、入居日から7日間算定する	600円/日
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の処遇改善の取り組みとして算定する。 (基本単位数と加算単位数の合計額に右記を乗じた額。)	8.3%
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員等の処遇改善の取り組みとして算定する。 (基本単位数と加算単位数の合計額に右記を乗じた額。)	2.7%
経口移行加算	経管により栄養管理をしている入居者に対し、経口移行計画書を作成したうえ、計画に基づき管理を行った場合に算定する。	84円/日
経口維持加算(Ⅰ)(Ⅱ)	嚥下障害のある入居者に対し、経口維持計画を作成したうえ、医師の指示を受けた、管理栄養士等が計画に基づき、食事摂取のための管理を行った場合に算定する。	(Ⅰ) 1,200円/月 (Ⅱ) 300円/月
排せつ支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)	排泄に介護を要する利用者のうち、身体機能の向上や環境の調整等によって排泄にかかる要介護状態を軽減できると判断した利用者に対し、支援計画の作成および評価を行った場合に算定する。	300円/月
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	褥瘡の発生に係るリスクについて、褥瘡ケア計画書を作成し、それに基づき褥瘡管理を実施し、3月に1回評価を行った場合に算定する	90～390円/月
生活機能向上連携加算	訪問リハビリ若しくは通所リハビリを実施している事業所またはリハビリを実施している医療機関の理学療法士等と連携して個別機能訓練計画を作成した場合に算定する	300円/月
配置医師緊急時対応加算	配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間または深夜に施設を訪問し入所者の診療を行った場合に算定する	早朝・夜間の場合 1,950円/回 深夜の場合 3,900円/回
認知症専門ケア加算(Ⅰ)(Ⅱ)	利用者の総数のうち、日常生活自立度Ⅲ以上の者が5割以上を占め、且つ専門的研修修了者を配置した場合に算定する	(Ⅰ) 9円/日 (Ⅱ) 12円/日
ADL維持加算(Ⅰ)(Ⅱ)	入居者の自立支援、重度化防止し、機能を維持改善を期間内にアウトカム評価等の要件を満たした場合に算定する	(Ⅰ) 90円/月 (Ⅱ) 180円/月
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	入居者ごとに心身の状況等に応じ必要なサービス計画を見直すと共に基本的な情報活用を実施した場合に算定する	(Ⅰ) 120円/月 (Ⅱ) 150円/月